

審議会等調書

名称	佐伯市国民健康保険運営協議会		
設置目的	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため		
設置根拠等	○国民健康保険法第11条 ○佐伯市国民健康保険条例第2条		
設置年月日	平成17年8月1日	委員数	13人
審議事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者その他利害関係者の国民健康保険事業についての意見に関すること。 2 国民健康保険事業運営状況に関すること。 3 市長からの諮問に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、協議会で審議を必要とすること。 		
事務局担当課（室）名	保険年金課国民健康保険係 電話番号 22-3199		
備考			